

困ったときは
米原市消費生活相談窓口へ
(米原庁舎1階)

相談専用 ☎52-8088

受付 平日 9時30分～16時

2011.11/15

編集
発行

米原市役所

広報秘書課

〒521-8501
滋賀県米原市下多良三丁目3番地

☎0749-526627

☎0749-525195

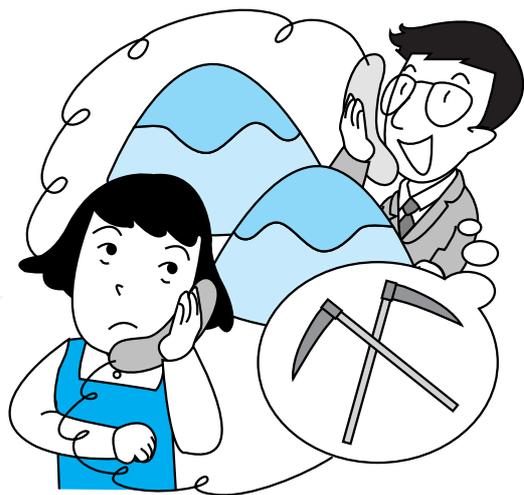
発行日
Eメール
サイト

http://www.city.maibara.lg.jp/
koho@city.maibara.lg.jp
平成23年11月10日(木)

投資などの劇場型の勧誘にご注意

相談

自宅に突然電話があり、「〇〇社ですが、鉱山の権利についてのパンフレットが届いていませんか?」と言われた。そんなものは届いていなかった。何のことでしょう?と尋ねると、「世界的に金属が不足しており、外国の鉱山の開発事業が脚光を浴びています。鉱山の権利は個人投資家向けの商品なので、我々法人は買うことができません。1口10万円のところを、30万円で買い取るので、代わりに購入してくれませんか」ということだった。翌日、立派なパンフレットが届いたが、信用できるだろうか。



解説

購入を勧める業者とは別の業者が「高値で買い取る」と勧誘し、消費者の投資欲をあおる「劇場型」の投資トラブルです。

未公開株、社債、外国通貨などで、同様の手口がありますが、「鉱山の権利」「水資源の権利」「永代供養の権利」などさまざまな権利や商品で同様の勧誘が行われています。

「配当が付く」「環境保護になる」「震災復興のためになる」などのセールストークでも勧誘があります。「購入してくれたら高値で買い取る」といわれますが、実際に買取が行われたことはなく、返金を求めても戻ってこないことがほとんどです。

うまい話はありません。しつこく勧誘されてもきっぱり断りましょう。



消費者トラブル速報

~CO₂(二酸化炭素)排出権取引に関するもうけ話のトラブル~

CO₂排出権取引についてよい商品があると電話勧誘を受け、「元本は必ず戻る」「すぐ倍になる」などと言われ契約したものの、その後、値下がりして全額失ったというトラブルが起きています。

欧州などで取引のあるCO₂排出権の価格相場を参照するCFD取引を勧誘されたものと思われませんが、消費者が市場の状況を確認することはできないうえ、しくみも複雑で、一般の消費者が手を出す取引ではありません。

このような勧誘があっても、きっぱり断りましょう。

*CFD取引とは・・・差金決済取引といい、預けたお金(証拠金)の何十倍もの取引を行うハイリスクな取引

